

施策の展開

1 幼児教育施設における子育て支援

【道・道教委の取組】

- ・ 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく幼児教育施設の計画的な整備や地域型保育事業の実施等、多様なサービス提供体制の確保を図るため、市町村による整備を支援するとともに、利用者に対する情報提供を行います。
- ・ 幼児教育施設が地域の保護者に対する相談機能など地域におけるセンター機能を果たすことができるよう、好事例の普及・啓発を行います。

【市町村・市町村教委に求められること】

- ・ 幼児教育施設が行う保護者に対する教育相談や情報提供等に対する支援や、幼児教育施設と地域の関係機関とのネットワーク形成についての支援。
- ・ 幼児教育施設における教育活動、子育て支援活動に関する住民への情報提供。

【幼児教育施設に求められること】

- ・ 預かり保育又は延長保育の推進や、地域の保護者に対する相談機能など地域の子育て支援の拠点としての役割のほか、幼児の生活の連続性を踏まえた望ましい生活習慣の形成。
- ・ 地域の行事への参加や異世代間の交流などを通じた地域との協力関係の構築。
- ・ 幼児教育施設での相談機能を強化し、福祉・医療等の関係諸機関との連携。

2 地域における子育て支援

【道・道教委の取組】

- ・ 子育て中の保護者が相互に交流し、子育てに関する相談、情報共有などの援助を受けられるなど、市町村が実施する地域における子育て支援の取組を支援します。
- ・ 子どもたちが地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを推進します。

【市町村・市町村教委に求められること】

- ・ 幼児期の子どもを対象に広げた放課後子供教室の実施や幼児教育施設の教育活動との連携を図った地域学校協働活動の推進。
- ・ 地域における幼児期から子どもの育ちを一体的に考える場として幼児教育施設等を含めた学校へのコミュニティ・スクールの導入や、公民館や児童館等を活用した多様な活動への支援。

施策項目 1 1 研修、助言及び情報提供等の体制整備

現状と課題

- 本道においては、広域分散型の地域特性を踏まえ、地域に応じた課題やニーズを踏まえた研修、助言及び情報提供、調査研究その他必要な施策を総合的に実施するための拠点として、道の「幼児教育推進センター」が、その機能を充実していく必要がある。
- 市町村においては、質の高い幼児教育を全ての子どもに提供する観点から、首長部局と教育委員会など関連部局間の一層の連携が求められている。
- 大学等の養成機関においては、幼児教育を対象とした多様な研究が行われているが、その成果の幼児教育施設への普及については必ずしも十分とは言えないことから、養成機関と幼児教育研究団体等の一層の連携が求められている。

目指す姿

- ◆ 広域な本道において、施設類型や地域によらず保育の質が確保されるよう、保育者が参加しやすい研修や助言の充実、事例収集や情報提供など教育の質の向上に向けた取組を促進するための体制を整備。
- ◆ 養成機関や幼児教育研究団体、道立教育研究所、道立特別支援教育センター等と連携し、本道幼児教育の課題を踏まえ、教材の開発や研修に関わる調査研究を行い、成果を普及。
- ◆ 国立教育政策研究所幼児教育研究センターや高等教育機関等が行う、幼児教育施設と小学校等との接続、幼児教育の質、ICT等先端技術の活用可能性などに係る研究成果を普及。

施策の展開

【道・道教委の取組】

- ・ 道や道教委が実施する研修や園内研修を支援する人材などによる助言等の機会を通じ、本方針の趣旨・内容の理解促進を図ります。
- ・ 知事部局と教育委員会など関連部局間における連携の強化を図ります。
- ・ 管内ネットワーク会議を基盤に、幼児教育施設、小学校、関係機関との連携をより強化することにより、幼児教育の重要性の共通理解を図る機会を拡充します。
- ・ 幼児教育を一元的に取り扱うポータルサイト等で幼児教育施設等における研修素材等の各種情報を提供するとともに、知事部局・教育委員会の人材やデータ等を有効活用し、研修素材の充実に努めます。
- ・ 大学等の養成機関と連携しながら、本道の課題を踏まえた教材の開発や研修体制の充実に関わる調査研究及びその成果の普及を行います。

【市町村・市町村教委に求められること】

- ・ 首長部局と教育委員会など関連部局間における連携の強化や業務の一元化など、保護者や幼児教育施設等に対するきめ細かな対応や課題の解決が可能となるような体制の構築。
- ・ 幼児教育を一元的に取り扱うポータルサイトの開設等による情報提供。
- ・ 幼児教育施設や小学校間の教育に関する情報の共有など、域内の幼児教育施設間の連携。
- ・ 学校教育、社会教育、福祉等の結節点として、幼児教育を様々な施策へ関連付ける取組。
- ・ 教育、保育、児童福祉等の関係者が参画する「地方版子ども・子育て会議」の更なる活性化。

●関連資料へのリンク

関係法令

<p>幼稚園教育要領解説 https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_3.pdf</p>	
<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/youryou_kaisetsu.pdf</p>	
<p>保育所保育指針解説 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000202211.pdf</p>	
<p>小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf</p>	
<p>「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（R3.1.26 中央教育審議会答申） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm</p>	
<p>幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開（R3.2 文部科学省） https://www.mext.go.jp/content/20210301-mxt_youji-000013093_01.pdf</p>	
<p>幼児理解に基づいた評価（H31.3 文部科学省） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/vouchien/07121724/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1296261_1.pdf</p>	
<p>「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（H31.3 文部科学省） https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf</p>	
<p>学校の危機管理マニュアル作成の手引（H30.2 文部科学省） https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf</p>	
<p>学校における危機管理の手引（改訂3 版）（H31.2 道教委） https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/ssa/shiryou.html</p>	
<p>子どもを中心に保育の実践を考える～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～（R元.6 厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/content/000521634.pdf</p>	
<p>新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（R3.1 文部科学省） https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt_tokubetu02-000012615_2.pdf</p>	

関係資料


●関連資料へのリンク

関
係
資
料

<p>幼児教育と小学校教育の連携・接続ハンドブック（R3.3 道・道教委） http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/yks/yousyouseituzoku.htm</p>	
<p>幼保小の架け橋プログラム（文部科学省HP） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm</p>	
<p>幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会（文部科学省HP） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/086/index.html</p>	
<p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（H28.12.21 中央教育審議会答申） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf</p>	
<p>幼児理解に基づいた評価（H31.3 文部科学省） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/07121724/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1296261_1.pdf</p>	
<p>保育所における自己評価ガイドライン（R2.3 厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/content/000609915.pdf</p>	
<p>こども家庭庁関連（内閣官房HP） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html</p>	
<p>処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の取扱いについて（道保健福祉部HP） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/jinzai/102238.html</p>	
<p>「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ（文部科学省HP） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173_00001.htm</p>	
<p>幼児教育関係研修一覧（道教委HP） https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/yks/kensyuishiran.html</p>	
<p>園内研修教材（道教委HP） https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/yks/aruaru.html</p>	
<p>オンライン公開保育サイト（道教委HP） https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/yks/onrainnkoukaihoikusaito.html</p>	

●関連資料へのリンク

関係資料

<p>北海道教職員研修計画（道教委教職員育成課HP） https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/kennsyu/page.html</p>	
<p>地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ（R3.12.20 厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000869392.pdf</p>	
<p>第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（R2.3 道保健福祉部） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/4/4/1/4/8/6/ /dai4kikeikakudai5.pdf</p>	

資料編

- 本道の幼児教育に関する各種データ
- 用語解説

○ 本道の幼児教育に関する各種データ

本道の幼児教育に関する各種データ（認可外保育施設及び特定地域型保育事業分を除く）は次のとおりです。

(1) 市町村における幼児教育施設の設置状況

(令和4年4月1日現在)

施設種	幼稚園		認定こども園※										保育所		合計				
			幼稚園型		幼保連携型		保育所型		地方裁量型		小計								
	国公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
設置数	36	222	5	82	20	279	34	136	0	6	59	503	204	425	299	1,150	1,449		
(合計)	(258)		-										(562)		(629)				
設置割合	2.5%	15.3%	0.3%	5.7%	1.4%	19.3%	2.3%	9.4%	0.0%	0.4%	4.1%	34.7%	14.1%	29.3%	20.6%	79.4%	-		
(合計)	(17.8%)		-										(38.8%)		(43.4%)				
設置市町村数(a)	23	52	3	29	18	55	31	26	0	2	52	112	94	43	179市町村のうち 171市町村が設置				
設置割合 (分母：179)	12.8%	29.1%	1.7%	16.2%	10.1%	30.7%	17.3%	14.5%	0.0%	1.1%	29.1%	62.6%	52.5%	24.0%					
aのうち、当該施設種のみ設置(b)	5	0	0	0	14	9	19	4	0	0	33	13	21	3	59	16	75		
bのうち、市町村内に1施設のみ	2	0	0	0	13	6	18	4	0	0	31	10	15	3	48	13	61		

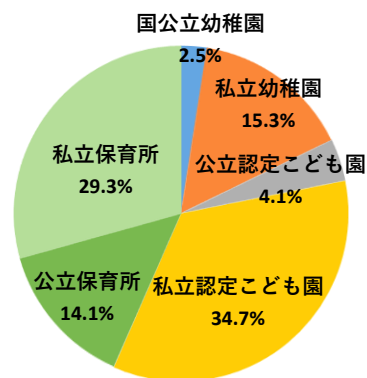
※幼稚園型：認可幼稚園が保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼保連携型：幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型：認可保育所が幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

幼児教育施設の設置割合
(R4.4.1現在 札幌市含む)



- ・ 一種類の施設のみを設置する市町村は75で、うち1施設しかない市町村は61となっています。
- ・ 179市町村のうち、幼児教育施設のない8の自治体については、「へき地保育所」等を設置しています。

